

令和5年度明石市立中学校部活動指導員募集要項

2023年(令和5年)2月1日

明石市教育委員会

明石市教育委員会では、明石市立中学校における部活動の指導體制の充実を推進し、部活動指導の質的な向上を図るとともに、部活動を担当する教員の負担軽減のため、市立中学校に配置する部活動指導員(会計年度任用職員)を下記のとおり募集します。

1 職務内容

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防、事故防止に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動の引率(単独引率可)及び公式大会での指揮・監督
- (4) 用具・施設の点検・管理
- (5) 部活動の管理運営(会計管理)
- (6) 勤務校における顧問会議への出席
- (7) 保護者等への連絡
- (8) 年間・月間指導計画の作成
- (9) 生徒指導に係る対応
- (10) 事故が発生した場合の対応
- (11) 副顧問との役割分担の明確化
- (12) 市教育委員会及び学校が行う研修会への参加

2 任用条件

- (1) 地方公務員法第16条の規定に準じ、当該各号の規定に該当しない者。
- (2) 下記の要件を満たす者のうちから、市教育委員会及び当該学校長が適切と判断した者。
 - ① 当該校における、部活動の指導方針に沿った指導と管理運営を行うことができる者
 - ② 学校での部活動の指導経験がある者、もしくは日本スポーツ協会・文化団体等の公認資格を有する者
 - ③ 部活動の教育的意義を理解し、安全管理や人権に配慮した専門的な指導ができる者
 - ④ 国公立諸学校の教職員以外の者(時間講師は可)
 - ⑤ 勤務校の顧問会議に出席して生徒の学校生活や部活動生活について情報共有できる者

3 勤務条件等

- (1) 配置校 明石市内の市立中学校
- (2) 勤務時間 年間52週、週当たり5日程度とし、校長が指定することとします。
平日は1日2時間程度、週休日等は1日3時間程度とします。
- (3) 報酬 1時間あたり **1,608円**(交通費は規定により別途支給します)
- (4) 任用期間 **令和6年3月31日まで** ※1年ごとの任用になります。

4 名簿登載する部活動

(1) 運動部活動

(市内には、陸上競技、軟式野球、水泳競技、剣道、ソフトテニス、柔道、卓球、ソフトボール、サッカー、バスケットボール、ハンドボール、バレーボール部があります。)

(2) 文化部活動

(市内には、吹奏楽、美術・絵画、カルチャー、科学、家庭科、英語、茶道、パソコン、合唱、ハンドクラフト、情報科学に関する部があります。)

※上記の部活動については、設置していない中学校もあります。

5 応募方法

明石市教育委員会学校教育課（保健体育係）へ直接持参または郵送にて提出してください。

(1) あて先

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

明石市教育委員会事務局 学校教育課 保健体育係

(2) 受付期間

令和5年2月1日（水）から令和5年12月28日（木）まで

(3) 申込方法

封筒の表側に「部活動指導員申込」と朱書きし、「(4)提出書類」を同封の上、直接持参または郵送（簡易書留）にて提出してください。

(4) 提出書類

① 明石市中学校部活動指導員申込用紙（様式1）

② 84円切手を貼付した返信用封筒1通〔長形3号封筒（12cm×23.5cm）に、郵便番号、住所（マンション名、〇〇方等詳しく記入）、名前を明記したもの〕

6 選考

書類審査及び面接審査

受付期間中に、応募された書類審査及び面接審査を実施します。面接審査の日時については、個別に連絡させていただきます。

7 選考結果の通知

選考の結果通知書を郵送します。電話での合否照会には応じません。

8 任用

(1) 名簿登載について

- ・ 選考基準に達したと市教育委員会が判断した者を合格者とし、「明石市部活動指導員候補者名簿」に登載します。状況に応じて、年度途中の任用もあります。
- ・ 名簿登載の有効期間は、**登録日の属する年度を含む3年間（3月末日まで）**とします。
令和5年度を初年度とするため、令和4年度現在任用中の方もしくは名簿登録されている方で、**継続して任用を希望される方は書類審査及び面接審査を再度行います。**
- ・ 名簿登載されても、必ずしも任用されるとは限りません。

- ・住所等、登録内容に変更が生じる場合は、再度「明石市立中学校部活動指導員申込用紙（様式1）」を明石市教育委員会学校教育課（保健体育係）へ提出し、受理されれば登録内容の変更が可能です。

(2) 配置校の決定等について

- ① 指導員の配置を希望する学校のニーズ等を考慮して、市教育委員会と当該中学校の協議により、部活動指導員候補者名簿登載者の中から、配置候補者を選定します。
- ② 配置候補者には、当該中学校の校長から連絡が入ります。
- ③ 当該中学校長と日程調整を行い、学校関係者（校長、教頭、顧問等）と面接を行い勤務条件、活動条件等の確認をします。
- ④ 両者が勤務条件及び活動条件等で合意すれば配置校の決定となります。
- ⑤ 任用に係る関係書類の提出が完了した後、市教育委員会が配置候補者を部活動指導員として委嘱します。

9 配置決定後の研修会

配置決定後、部活動指導員に対して、「中学校における運動部活動指導の手引き（5訂版）」を資料として研修会を実施しますので、必ずご参加ください。研修の日時については、個別に連絡させていただきます。

10 その他

(1) 明石市部活動指導員を辞退する場合

以下の書類を直ちに明石市教育委員会学校教育課に提出してください。

- ① 応募書類提出後に辞退する場合・・・「明石市部活動指導員申込辞退届」（様式2）
- ② 名簿登載後に辞退する場合・・・「明石市部活動指導員登録及び採用辞退届」（様式3）

(2) 応募書類の内容不備・返却について

応募書類の内容に不備があるものは受け付けません。また、「明石市中学校部活動指導員申込用紙」は返却しませんのでご了解願います。なお、応募書類等により取得した個人情報については、選考実施以外の目的には使用しません。また、明石市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。